

令和3年 No.37

○国立大学法人東京学芸大学施設整備会議規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

教職協働による大学運営の推進に係る推進本部・委員会等組織体制の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和3年6月9日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学施設整備会議規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和3年6月10日

国立大学法人東京学芸大学長  
國 分 充

令和3年規程第20号

国立大学法人東京学芸大学施設整備会議規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学施設整備会議規程（平成25年規程第18号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学施設整備会議規程の一部改正について

改正理由：教職協働による大学運営の推進に係る推進本部・委員会等組織体制の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 施設整備会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 総務を所掌する理事</li> <li><u>(2) 財務を所掌する副学長</u></li> <li><u>(3) 学系長</u></li> <li><u>(4) 附属学校運営部長</u></li> <li><u>(5) 事務局長</u></li> <li><u>(6) 財務・研究推進部長</u></li> <li><u>(7) その他学長が委嘱する者 若干名</u></li> </ol> <p>(任期)</p> <p>第5条 前条<u>第7号</u>の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(議長等)</p> <p>第6条 施設整備会議に議長及び副議長を置き、議長は第4条<u>第2号</u>の委員をもって充て、副議長は<u>第4条第3号の委員のうちから</u>議長が指名する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 議長は、施設整備会議を招集する。</li> <li>3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代行する。</li> </ol> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和3年6月10日から施行し、令和3年4月1日から適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 施設整備会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 総務を所掌する理事</li> <li><u>(2) 学系長</u></li> <li><u>(3) 附属学校運営部長</u></li> <li><u>(4) 事務局長</u></li> <li><u>(5) 財務・研究推進部長</u></li> <li><u>(6) その他学長が委嘱する者 若干名</u></li> </ol> <p>(任期)</p> <p>第5条 前条<u>第6号</u>の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(議長等)</p> <p>第6条 施設整備会議に議長及び副議長を置き、議長は第4条<u>第1号</u>の委員をもって充て、副議長は議長が指名する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 議長は、施設整備会議を招集する。</li> <li>3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代行する。</li> </ol> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p>